

令和6年度第2回千歳市入札等監視委員会議事概要

【開催方法】 書面会議

【審議終了日】 令和7年2月21日（金）

【出席者】

◎委員 齋藤委員長、下夕村委員、高田委員

◎事務局 佐藤契約管財課長、村上契約係長、本田契約係主任

1 審議内容

令和6年7月1日から令和6年11月30日までの期間に発注した予定価格が250万円を超える建設工事及び設計等委託業務の中から、当番委員が審議のために抽出した工事8件、設計等委託業務2件について

2 質疑回答

別紙のとおり

3 報告事項

指名停止措置状況について

令和6年7月1日から令和6年11月30日までの期間に行った指名停止措置について、報告を行った。

4 次回委員会の開催日程等について

次回の委員会は、令和7年8月頃に開催することとした。

質疑	回答
<p>【入札全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札と指名競争入札の使い分けについて、入札方式の選択はどのように行われているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市においては、予定価格（設計金額）が2,000万円以上の建設工事を一般競争入札に付すこととし、2,000万円未満の工事については指名競争入札としております。 また、予定価格が2,000万円以上7,500万円未満（建築工事は1億5,000万円未満）の建設工事は「事後審査型条件付一般競争入札」とし、7,500万円以上（建築工事は1億5,000万円以上）の工事は「制限付一般競争入札」の対象としています。 なお、設計業務に関しては、予定価格にかかわらず指名競争入札方式を採用しております。
<p>【ペンギン公園整備工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い理由を教えてください。 ・失格者が出た理由は最低制限価格以下の入札以下だったためと思われませんが、最低制限価格はどのように決定しているのか。 また、最低制限価格を下回った理由をヒアリング等しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い理由は、応札業者の事情等によるものであり、明確な理由はわからないというのが率直なところですが、受注実績の獲得や強い受注意欲などの理由により、競争性が発揮された結果であると推察しています。 ・最低制限価格の決定は、「千歳市最低制限価格制度実施要領」を定めており、これに基づき、その算定を行っております。最低制限価格を設定する対象は、「予定価格が130万円を超え2億円未満の建設工事及び予定価格が50万円を超える設計業務等」としております。 一例として、建設工事における最低制限価格は、次により算出した額の合計額となります。 (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

質疑	回答
	<p>最低制限価格については、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させ、自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した適正な価格による発注を目的に変動型を採用しています。</p> <p>このことから、基準価格を下回る応札があった場合には即失格とするのではなく、全ての入札書のうち、予定価格を超えないものを有効な入札書（入札額）とし、一定の算式により再計算を行ったうえで失格とするか否かの判断をしているため、失格者への聞き取りは行っておりません。</p> <p>なお、低入札調査価格制度（予定価格2億円以上）における入札においては、入札金額が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札者があった場合には、低入札価格調査委員会を設置し、低入札価格調査を行うこととしており、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうかを具体的に判断するため、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行ったうえで、失格の判断、落札者の決定を行うこととなります。</p>
<p>【美々污水中継ポンプ場新設工事（電気）について】</p> <p>・電気A等級業者は何社登録されていますか。</p>	<p>・電気工事A等級に登録している業者は全237社となっています。</p> <p>内訳としましては、『市内』及び『市内みなし』が12社、道内が204社、道外が21社となっております。</p> <p>本工事につきましては、入札参加資格要件を「北海道内に営業所を有する者」、「過去10年間に官公庁発注の『下水処理場における電気工事の元請実績を有する者』」などとし、公告を行った結果、2社から応札があったものです。</p>

質疑	回答
<p>【市内舗装工事（弥生地区）、北光公園整備工事、根志越第2道路調査設計委託について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工事における辞退者の理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内舗装工事（弥生地区） 「技術者が他工事に従事しており、本工事との兼任が困難なため」 北光公園整備工事 「作業員の確保が困難になったため」 根志越第2道路調査設計委託 「弊社都合のため」
<p>【(5)美々外水道管布設工事（5工区）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が1者のみであった理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務と工事請負を一括発注する管路DBを採用している本工事の基本契約である「(5)美々地区外水道整備事業」の入札については、価格競争と工期内施工の確実性を両立するため、一般競争入札方式を採用するとともに、入札参加資格として特定JVの結成条件や施工等実績を設定して入札参加者を募った結果、栗本・舞鶴・新栄・日水コン特定共同企業体の1者から応札がありました。 他の事業者が入札参加を見送った理由については各企業の判断によるものであり、具体的には把握しておりません。ただし、本入札では複数の事業者が参加可能となるよう入札参加資格を設定しており、入札参加者が競争を想定した応札額を積算することにより、一定の競争性及び公正性が確保されていると考えています。 また、本入札は特殊な工期設定のもとで執行されるため、1者のみの応札であっても入札を成立させる特例を要綱により定めており、この要綱に基づき、本入札は1者の参加により執行されたものです。